

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律における

## 長崎型気候風土適応住宅の基準（案）

令和6年4月1日

長崎県内所管行政庁

（長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、五島市）

## 1. 気候風土適応住宅とは

気候風土適応住宅とは、伝統的構法を採用する場合等で、地域の気候及び風土に応じた特徴を備えていることにより、建築物省エネ法<sup>1</sup>で規定する外皮基準が適用除外となり、かつ、一次エネルギー消費量基準が緩和される住宅です。

具体的な要件としては、地域の気候及び風土に応じた 1)様式・形態・空間構成、2)構工法、3)材料・生産体制、4)景観形成、5)住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であるものとして、国土交通大臣が定める基準<sup>2</sup>（以下、「告示」という。）に適合する住宅であることが必要です。

## 2. 気候風土適応住宅の基準

告示には、第1項第1号に「国が定める基準」、第1項第2号に「国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準」、第2項に「所管行政庁が定める基準」が定められています。

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準  
令和元年十一月十五日国土交通省告示第七百八十六号

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

- 一 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること
  - イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土壁であること
  - ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
  - ハ 次の（1）及び（2）に該当すること
    - （1）外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
      - （i）片面を真壁造とした土壁であること
      - （ii）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
      - （iii）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
    - （2）屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
      - （i）屋根が化粧野地天井であること
      - （ii）床が板張りであること
      - （iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること
- 二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるものを別に定めることができる。

### 国が定める基準（第1項第一号）

伝統的工法を採用する場合に、地域の気候及び風土に応じた特徴を備えていることにより、住宅全体として外皮基準への適合が困難となるような仕様を例示。



### 国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準（第1項第二号）

その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国が定める基準のみでは地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合、所管行政庁が要件を付加。

### 所管行政庁が定める基準（第2項）

所管行政庁は、国が定める基準と同等であると認められる基準を別に定めることができる。

<sup>1</sup> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）

<sup>2</sup> 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年11月15日国土交通省告示第786号）

### 3. 長崎型気候風土適応住宅の基準（案）

#### （1）基準を定める目的

本県の気候風土の特徴としては、1)海岸線が長く、海と山に囲まれた斜面地が多い。2)全般に暖流と季節風の影響を強く受ける。3)冬はやや温暖で夏の暑さは比較的穏やか。4)猛暑地域で比較的雨が多く、勢力が非常に強い台風の上陸が多い。ということがあげられます。

そういった気候風土に適応するため、県内においては、「夏には大きな窓等により自然の風を取込み涼感を得る」、「深い庇等により日射を遮り室内への流入を抑える」、「自然素材により湿気から建物を守る」、「冬には縁側、雨戸により熱移動を調節し寒さを緩和する」、「大きな窓や土間等により日射熱を集め蓄えて温かくする」等の設備に頼らない省エネルギーに寄与する住まい・住まい方や、手刻みによる加工や伝統的な継手仕口等の伝統的構法が継承されてきました。

一方で、このような住まいは、外皮基準に適合することが困難であると想定される要素を含んでいることにより、令和7年に予定されている原則全ての新築住宅に対する省エネ基準の適合義務化によって、更に減少してしまうことが懸念されています。

省エネ性能の向上は必要不可欠なことであるものの、そのことによって、地域の気候や風土に応じた住宅が失われていくことも極力避ける必要があります。

このようなことから、長崎の住まい・住まい方、景観、それを作ってきた材料や技術の今後の進化を途絶えさせず、未来へ継承していくため、長崎型気候風土適応住宅の基準（案）を定めました。

#### （2）基準の適用

##### ①対象区域

長崎県内の全域（所管行政庁：長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、五島市）

##### ②対象住宅

延べ面積が 300 m<sup>2</sup>未満の木造住宅

（令和7年4月以降に予定されている省エネ基準適合義務化の施行までは説明義務制度の中でのみの基準とします。）

##### ③用語の定義等

用語の定義や運用方法は、『「気候風土適応住宅」の解説』（一般社団法人 日本サステナブル建築協会）をご参照ください。

【 資料掲載ホームページ：<https://www.jsbc.or.jp/document/index.html> 】

### (3) 長崎型気候風土適応住宅の基準（案）

告示第2項に基づき、所管行政庁が定める基準として、次のとおり、長崎型気候風土適応住宅の基準（案）を定めました。

今後、国においては、令和7年4月以降予定されている省エネ基準適合義務化に向け、国が定める基準の拡充や一次エネルギー消費量基準への適合性の評価方法の整合化等が予定されており、確認申請等に添付するチェックリストの参考様式等も示される予定です。

省エネ基準適合義務化に向けた動きに柔軟に対応するため、長崎型気候風土適応住宅の基準は、当面の間、（案）のままの運用をしながら、国の動きを注視しつつ、関係団体や県民のご意見等をふまえ、必要に応じて見直し等を行うものとします。

また、省エネ基準適合義務化の施行以降、設計や確認申請の審査時に混乱が生じないように、基準の内容を解説したガイドライン等を作成する予定です。

## 長崎型気候風土適応住宅の基準（案）

令和元年11月15日国交省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により長崎県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイ及びロに該当すること

イ 次の（1）から（3）までのいずれかに該当するものであること

- （1） 告示第1項第一号ハ（1）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること  
【イ：告示基準+ロ：長崎基準 の適用も可とするため位置づけている。】
- （2） 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること
- （3） 貫工法等であること

ロ 次の（1）及び（2）のいずれかに該当するものであること

- （1） 告示第1項第一号ハ（2）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること  
【イ：長崎基準+ロ：告示基準 の適用も可とするため位置づけている。】
- （2） 次の（i）から（viii）までのうちいずれか3つ以上に該当すること
  - （i） 軒の出が0.9m以上であること
  - （ii） 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること  
（高窓、天窓又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること）
  - （iii） 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること又は縁側を設置したもの  
（多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。）
  - （iv） 6畳以上の広さの畳（県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る。）の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること
  - （v） 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること
  - （vi） 内部の壁の仕上げの過半が塗壁（漆喰塗等）又は板張り壁であること
  - （vii） 屋根が瓦で葺かれていること
  - （viii） 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること 【県内の一部の地域の気候及び風土に応じた住宅であって、県内全域の基準とすることが馴染まないものを定める場合を想定。】

※今後告示の中に、「茅葺き屋根」「面戸板現し」「せがい造り」「石場建て」が追加される予定であるため、本基準（案）からは除外している。

#### (4) 長崎型気候風土適応住宅の基準（案）第二号について

基準（案）第二号については、所管行政庁が、地域の気候及び風土に応じた住宅であるものの、県内の一部の地域のみを対象としたものであって、県内全域の基準とすることが馴染まない基準を定める場合を想定して設けた規定ですが、令和6年4月1日時点で、以下の基準を定めています。

所管行政庁：長崎市 適用開始日：令和6年4月1日

対象範囲：長崎市歴史的風致維持向上計画重点区域（東山手・南山手区域）内※

※対象範囲については検討中であり、今後、関係団体等との協議により変更する場合があります。

二 次の（1）から（5）に該当すること

- (1) 外壁が塗壁（漆喰塗等）、下見板張り壁又は自然石張り壁であること。
- (2) 屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること。
- (3) マントルピースと煙突を設置したものであること。
- (4) 窓の過半が鎧戸付きの木製建具（これに類するものを含む。）であること。
- (5) 各階に奥行き1.5m以上で、外壁の1辺の1/2以上の幅（同一面に複数設置するときは、その幅の合計）のテラス又はヴェランダを設置したものであること。

#### (5) 長崎型気候風土適応住宅の基準（案）の適用にあたって

長崎型気候風土適応住宅の基準（案）の検討過程においては、長崎型気候風土適応住宅は、以下の3つの要件を備えている必要があるものと整理をしております。

基準（案）の適用にあたっては、単に形式的に適用するのではなく、3.（1）の基準を定める目的や、それらを踏まえた設計としていただきますようお願いします。

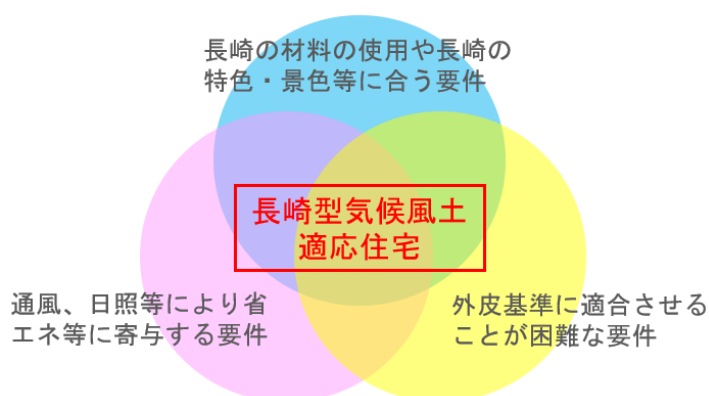


図 長崎型気候風土適応住宅の要件

また、省エネ性能の向上は、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるために必要不可欠であるため、気候風土適応住宅においても、できるだけ省エネ性能の向上に努めてください。

## 4. 説明義務制度への利用について

### (1) 説明義務制度とは

建築士は、300 m<sup>2</sup>未満の住宅・建築物を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが建築物省エネ法で義務付けられています。

また、建築主は、建てようとする住宅について、省エネ基準に適合するよう努力義務が同じ法律で課せられています。

※建築主が説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明は行われません。

#### 【説明内容】

①省エネ基準への適否

②（省エネ基準に適合していない場合）省エネ性能確保のための措置内容

なお、説明義務制度は、省エネ基準適合義務制度開始以降（令和7年4月以降）は廃止されます。適合義務制度開始後でも、建築士は、省エネ性能の向上に資する事項について建築主に説明するよう努めなければいけません。

### (2) 長崎型気候風土適応住宅の基準（案）の利用

設計する住宅が、気候風土適応住宅に該当する場合には、建築主への説明の際に、省エネ基準の適否等に加えて、当該住宅が気候風土適応住宅に該当することについても書面に記載し、説明を行うことが必要です。

その際、気候風土適応住宅の趣旨や合理化される省エネ基準の内容、気候風土適応住宅の要件のうちどれに該当するのかについても合わせて説明するようにしてください。

計画する住宅の気候風土適応住宅の基準への適合は、建築士が判断をしたうえで、表1の気候風土適応住宅の省エネ基準に基づき評価してください。

表1 気候風土適応住宅の場合の省エネ基準

外皮基準	適用除外
一次エネルギー消費量	一般的な住宅で導入されている設備（標準設備）の採用により満たせる水準

### (3) 使用する様式

建築主への説明において、使用する様式を作成しましたので、ご活用ください。

- ・省エネ基準への適合性に関する説明書 **参考様式**
- ・気候風土適応住宅に係る「国が定める基準（告示基準）」及び「長崎型気候風土適応住宅の基準（案）」チェックシート **別紙1**
- ・地域の気候風土への適応・環境負荷低減対策 説明シート **別紙2**

なお、説明に用いた資料は、建築士法に基づき建築士事務所の保管図書として、15年間保存する必要があります。

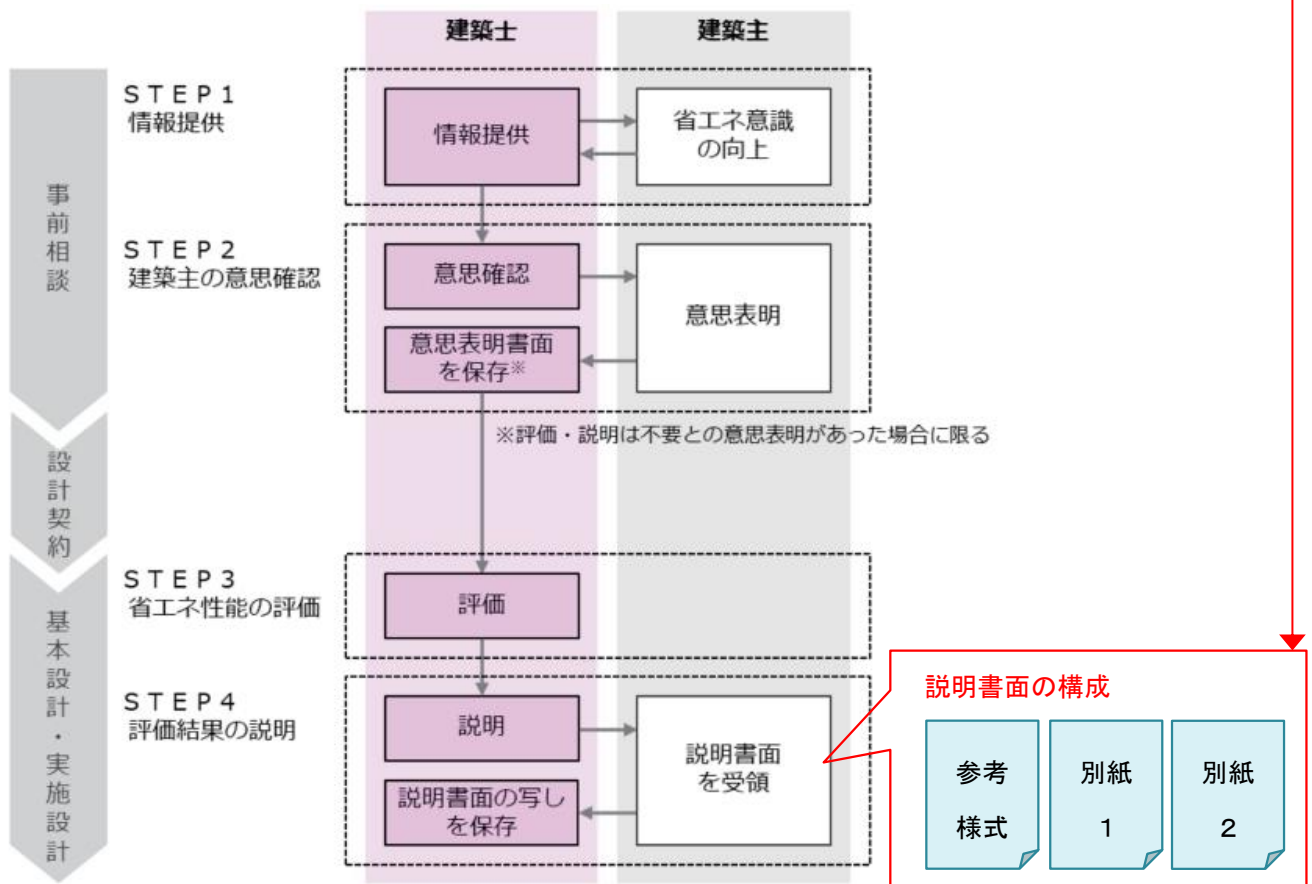


図 評価・説明義務制度の流れ



省エネ基準への適合性に関する説明書

年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第 1 項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地： 長崎県〇〇市

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

適合

- ・ 外皮基準：適用除外
- ・ 一次エネルギー消費量：合理化された基準に適合

不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

[建築士に関する事項]

氏名： \_\_\_\_\_

資格： \_\_\_\_\_ 建築士 \_\_\_\_\_ 登録第 \_\_\_\_\_ 号

[建築士事務所に関する事項]

名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

区分（一級、二級、木造）： \_\_\_\_\_ 建築士事務所

(備考)

長崎型気候風土適応住宅の基準を満たしています。

該当している要件については、別添のチェックシート及び説明シートを参照してください。

気候風土適応住宅に係る「国が定める基準(告示基準)」及び「長崎型基準(案)」チェックシート

内容		チェック
第1項 (告示基準)	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第2条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより、同令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。	
	一 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること	
	イ 外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること	<input type="checkbox"/>
	ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>
	ハ 次の(1)及び(2)に該当すること	
	(1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること	
	(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること	<input type="checkbox"/>
	(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>
	(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>
	(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること	
(i) 屋根が化粧野地天井であること	<input type="checkbox"/>	
(ii) 床が板張りであること	<input type="checkbox"/>	
(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること	<input type="checkbox"/>	
二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること【長崎県において定め無し】		
第2項 (長崎型基準)	2 所管行政庁は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるものを別に定めることができる。	
	告示第2項の規定により長崎県において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。【長崎型基準】	
	一 次のイ及びロに該当するものであること	
	イ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること	
	(1) 告示第1項第1号ハ(1)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること	<input type="checkbox"/>
	(2) 構造材(柱、梁、母屋及び土台)に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること	<input type="checkbox"/>
	(3) 貫工法等であること	<input type="checkbox"/>
	ロ 次の(1)及び(2)のいずれか該当すること	
	(1) 告示第1項第1号ハ(2)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること	<input type="checkbox"/>
	(2) 次の(i)から(viii)のうちいずれか3つ以上に該当すること	
	(i) 軒の出が0.9m以上であること	<input type="checkbox"/>
	(ii) 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること (高窓、天窗又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること)	<input type="checkbox"/>
	(iii) 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること又は縁側を設置したものの (多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。)	<input type="checkbox"/>
	(iv) 6畳以上の広さの量(県内に本拠地を置く業者が製作した量に限る)の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること	<input type="checkbox"/>
	(v) 外壁の過半が塗壁(漆喰塗等)、板張り壁又は自然石貼り壁であること	<input type="checkbox"/>
	(vi) 内部の壁の仕上げの過半が塗壁(漆喰塗等)又は板張り壁であること	<input type="checkbox"/>
	(vii) 屋根が瓦で葺かれていること	<input type="checkbox"/>
	(viii) 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること	<input type="checkbox"/>
	二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること	
次の(1)から(5)に該当すること		
(1) 外壁が塗壁(漆喰塗等)、下見板張り壁又は自然石張り壁であること	<input type="checkbox"/>	
(2) 屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること	<input type="checkbox"/>	
(3) マントルピースと煙突を設置したものであること	<input type="checkbox"/>	
(4) 窓の過半が錠戸付きの木製建具(これに類するものを含む。)であること	<input type="checkbox"/>	
(5) 各階に奥行き1.5m以上で、外壁の1辺の1/2以上の幅(同一面に複数設置するときは、その幅の合計)のテラス又はヴェランダを設置したものであること。	<input type="checkbox"/>	

今後告示の中に、「茅葺き屋根」「面戸板現し」「せがい造り」「石場建て」が追加される予定。

※作成例

別紙 2

(建築主に対し建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価をするにあたり、長崎県における運用で追加する書類)

地域の気候風土への適応・環境負荷低減対策 説明シート

告示第 786 号第 1 項第 1 号ハ (1)

【同第 2 項第 1 号 (1)】

- (i) 片面を真壁造とした土塗壁  
内側が真壁造の土塗壁

告示第 786 号第 2 項第 1 号ロ (2)

- (i) 深い軒の出  
軒の出が 1.2m
- (ii) 通風に配慮した複数の窓  
部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取り
- (iii) 多層構成の窓  
外部の建具を障子、ガラス戸、雨戸の多層で構成
- (iv) 6 畳以上の広さの畳  
和室は 8 畳の畳
- (vi) 内部の壁の仕上げの過半が塗壁  
全ての居室の壁を漆喰塗仕上

該当する要件を記載及び追記

写真等

写真等

片側真壁の土塗壁

深い軒の出

写真等

写真等

通風配慮の複数窓

多層構成の窓

写真等

写真等

6 畳以上の広さの畳

塗壁仕上

イメージ写真を掲載  
(事例の写真等)

エネルギー性能

エネルギー性能について記入

項目	基準値	設計値
評価方法	Web プログラム 気候風土適応住宅版による評価	
地域区分	7 地域 (諫早市)	
外皮平均熱還流率 (U <sub>A</sub> 値)	0.87	1.02 (m <sup>2</sup> ・K)
暖房期平均日射取得率 (η <sub>AH</sub> )	4.3	4.3
冷房期平均日射取得率 (η <sub>AC</sub> )	2.8	2.8
一次エネルギー消費量	116.1 以下	99.4GJ/(戸・年)